

秋田市中心卸売市場業務条例および秋田市公設地方卸売市場業務条例
の一部改正における「その他の取引ルール」の設定について

平成30年6月15日に成立し、令和2年6月21日に施行される卸売市場法の一部改正では、これまで規制されていた「その他の取引ルール」が緩和され、その取扱いについては、各市場で関係者の意見を聴き、ルール設定を行うこととされている。

「その他の取引ルール」

事項
(1) <u>第三者販売の禁止</u> 卸売業者が仲卸業者および売買参加者以外の第三者に卸売をすることを禁止するもの
(2) <u>商物一致（中央卸売市場のみ）</u> 卸売業者が市場以外の場所にある物品を卸売することを禁止するもの
(3) <u>自己買受けの禁止</u> 卸売業者が卸売の委託を受けた物品を、自らその卸売の相手方となって買い受けることを禁止するもの
(4) <u>直荷引きの禁止</u> 仲卸業者が卸売業者以外から物品を買い入れて販売することを禁止するもの
(5) <u>受託拒否の禁止（地方卸売市場のみ）</u> 地方卸売市場において、出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

このため、秋田市中心卸売市場業務条例および秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部改正に当たり、「その他の取引ルール」の取扱いについて、市場関係者等から広く意見聴取を行った上で、これまでの市場機能を基本とした生鮮食料品等の安定的な供給拠点としての役割を果たしていくとともに、今後、市場の活性化を図るため、売買取引等に係る多様な取組や、他市場との競争にも対応できるよう環境を整えることを目的に、これまでの規制を緩和することとした。

なお、意見聴取に当たり、中央卸売市場（花き部）、公設地方卸売市場（青果部・水産物部）の各部門ごとのワーキンググループ（5回）と卸売市場運営協議会（2回）を次のとおり開催している。

1 第1回ワーキンググループ

卸売市場法の改正内容のポイントについて、国の資料や市の業務条例等に基づき説明を行い、「その他の取引ルール」について、現段階での意見を求めた。

(1) 中央卸売市場（花き部）

ア 開催年月日

平成30年10月9日

イ 主な意見等

(ア) 「その他の取引ルール」の規制を緩和するにしても、現状の卸売業者と仲卸業者との枠組を重視したものであってほしい。

(イ) この規制緩和については、まだ、それが良いことであるかどうかの判断ができない。

(2) 公設地方卸売市場（水産物部）

ア 開催年月日

平成30年10月10日

イ 主な意見等

(ア) 第三者販売と直荷引きは、現行において、例外的に行われているものであり、実際にその取引もあることからすると、規制に関係なく、今後も、継続して行われていくものと考えられる。

(イ) 第三者販売と直荷引きは、卸売業者と仲卸業者にとっては重要な事項であり、十分に検討していく必要がある。

(3) 公設地方卸売市場（青果部）

ア 開催年月日

平成30年10月12日

イ 主な意見等

(ア) 第三者販売と直荷引きは、卸売業者と仲卸業者にとっては重要な事項であり、十分に検討していく必要がある。

(イ) 卸売市場法の改正内容についても、現状に即して理解し、今後のことを検討していくことが必要である。

2 第2回ワーキンググループ

「その他の取引ルール」の取扱いについて、意見調査票による結果内容を説明した上で、改めて意見を聴取した。

(1) 公設地方卸売市場（青果部）

ア 開催年月日

平成30年11月22日

イ 主な意見等

- (ア) 第三者販売と直荷引きは、卸売業者と仲卸業者の協力体制が担保されるのであれば、多様な取組ができるのではないか。
- (イ) 首都圏の拠点市場が取引の自由化を行うとすれば、地方市場は大打撃を受けることが想定され、卸売業者と仲卸業者が協調して、流通の諸課題に対応していくことが必要である。

(2) 公設地方卸売市場（水産物部）

ア 開催年月日

平成30年11月28日

イ 主な意見等

- (ア) 今後も、現行の規制のままでいいのではないか。
- (イ) 45年前の卸売市場法から変わってきてはいるが、現状と合わなくなっている点については、変えるべきところは変えていく必要があるのではないか。

(3) 中央卸売市場（花き部）

ア 開催年月日

平成30年11月29日

イ 主な意見等

- (ア) 商物一致については、例えば、産地から仲卸業者の顧客などに直接配送する等、様々な販売形態に対応していくためには、この規制を緩和する必要があると考える。
- (イ) 「その他の取引ルール」については、現行のままだでもいいのではないか。
- (ウ) 「その他の取引ルール」については、他市場の状況を情報収集して、判断材料としてはどうか。

3 第3回ワーキンググループ

開設者がこれまでの意見や他市場の状況などを踏まえ検討し、「条例改正に係る検討事項」として「その他の取引ルール」の現段階での方向性を示し、意見を求めた。

(1) 中央卸売市場（花き部）

ア 開催年月日

平成31年4月25日

イ 主な意見等

(ア) 今後、花き部内で、取引に係る協議の場を積極的に設けていくことができれば、「その他の取引ルール」については、規制を緩和する方向でいいのではないか。

(イ) 卸売業者が仲卸業者等のニーズに適切に対応することができれば、「その他の取引ルール」の規制を緩和しても、問題はないのではないか。

(2) 公設地方卸売市場（水産物部）

ア 開催年月日

平成31年4月25日

イ 主な意見等

(ア) 卸売市場法の改正では、国が「その他の取引ルール」の規制を緩和する方向であるなら、当市場もその方向性でいいと考える。

(イ) 卸売業者と仲卸業者では、それぞれ得意としている部分とそうでない部分があり、お互いが理解・連携して取引ができるのであれば、市場を取り巻く環境が変化しても対応できると考える。

(ウ) 現行の規制が緩和されたからと言って、現状の取引を無視して、すぐにそれらの取引を急増させることは考えにくい。

(3) 公設地方卸売市場（青果部）

ア 開催年月日

平成31年4月26日

イ 主な意見等

(ア) 当市場は、公設であり、その役割を認識するとともに、「その他の取引ルール」の規制を緩和する上で、今後、いろいろと問題・課題が出てくると思うが、市場内で、それらを検討するための場を設けることが必要と考える。

(イ) 市場を取り巻く環境は、年々、変化してきており、規制緩和は容認するべきと考える。そのため、卸売業者と仲卸業者は、今後も、信頼関係を構築していくことが重要であると考えます。

(ウ) 卸売業者と仲卸業者が協力して、様々な取組を進めていくことで、市場の活性化を図っていく必要があると考える。

4 第4回ワーキンググループ

「その他の取引ルール」の方向性について、市の考え（規制緩和）を説明し、意見を求めた。

(1) 公設地方卸売市場（水産物部）

ア 開催年月日

令和元年6月3日

イ 主な意見等

(ア) 卸売業者と仲卸業者とは、良好な関係の構築とその維持を、常に意識していることから、条例改正によって、卸売業者と仲卸業者の販売先が競合することはないと考える。

(イ) 「その他の取引ルール」の方向性については、市の考え方に賛成する。

(2) 中央卸売市場（花き部）

ア 開催年月日

令和元年6月6日

イ 主な意見等

(ア) 「その他の取引ルール」については、規制を緩和する方向性に賛成であり、今後、市場内の取引に係る秩序を守りながら、取扱高（売上）を増加させる方法を検討する必要がある。

(イ) 「その他の取引ルール」については、現行から大きく変更する必要はないと考える。

(3) 公設地方卸売市場（青果部）

ア 開催年月日

令和元年6月10日

イ 主な意見等

(ア) 「その他の取引ルール」については、他市場の動向もあるが、当市場独自の取扱いとなるよう考えて進めていく必要がある。

(イ) 「その他の取引ルール」については、他市場との競争の中で、同様の考え方では当市場の独自性が失われることから、今後、工夫していく必要があると考える。

5 秋田市中央・公設地方卸売市場運営協議会（合同開催）

法改正の概要、本市の検討経過およびその他の取引ルール等の設定方針について、改正卸売市場法の趣旨に従い、原則として、規制を緩和したい旨の説明をし、出席委員から意見を求めた。

(1) 開催年月日

令和元年7月17日

(2) 主な意見等

- ア 原則、「その他の取引ルール」の規制を緩和するとなると、生産者と市場内事業者との関係性が薄くなり、市場機能に影響が出るのではないか。
- イ 「その他の取引ルール」の規制を緩和するのであれば、それと併せて、生産者等と卸売市場の連携を強化する取組を進めるきっかけにしてほしい。

6 第5回ワーキンググループ検討会

市として、前回説明した「その他の取引ルール」の規制緩和方針を改めて説明し、各事業者から異議がなかったことから、今後、この方針に沿って、業務条例改正を進めることで了承を得た。

(1) 公設地方卸売市場（青果部・水産物部）

- ア 開催年月日
令和元年10月16日
- イ 主な意見等
業務条例の一部改正後も、卸売業者と仲卸業者とが連携を図りながら、市場内の取引を行っていく必要がある。

(2) 中央卸売市場（花き部）

- ア 開催年月日
令和元年10月21日
- イ 主な意見等
卸売市場法の改正では、開設者の責務が重要となってくるが、「その他の取引ルール」の規制を緩和するに当たり、適切な管理・運営に努めていただきたい。

7 秋田市中心・公設地方卸売市場運営協議会（合同開催）

業務条例の一部改正案の説明および今後の卸売市場の取組について意見聴取し、了承を得た。

(1) 開催年月日

令和2年1月10日

(2) 主な意見等

秩序を重視した市場流通を考えると、ある程度の規制が必要と思うところもあるが、法律の改正趣旨からすると、その他の取引ルールの規制を緩和することが妥当である。